

令和8年度

板橋区立緑小学校

危機管理マニュアル

【震災編のみ抜粋】

本資料は、学校保健法第29条に基づき、緑小学校で策定している「危機管理マニュアル」のうち、震災編のみ抜粋したものです。板橋区立学校では、子どもたちが在校時において、震度5弱以上の地震が発生した際には、原則として保護者に引き渡すことになっています。本資料の公開は、学校と地域、保護者の皆様が震災発生時の対応について共有することで、子どもたちの安心・安全確保につなげていくことを目的としています。

災害時の対応

I 震度5弱以上の地震発生時の対応

(1) 授業中

安 全 確 保	教職員 ○落下物・転倒物・ガラスの飛散から身を守るよう指示する。 ➡ 的確な指示「頭部を保護」「机の下にもぐる」「机の脚を持つ」など ○使用している火気の消火、出口の確保に努める。 〈大きな揺れが収まったら〉 ○電源を切り、ガスの元栓を閉める。
	児童 ○慌てて外に飛び出さない。窓や壁際から離れる。 ○廊下や階段で地震を感じたら、できるだけ中央に伏せ、ガラス等から身を守る。 ○体育館では、できるだけ中央に避難する。(ただし、天井等の状況による。) ○校庭にいるときは、落下物を避けるため、速やかに校舎等から離れ、校庭中央に避難する。 〈大きな揺れが収まったら〉 ○教職員の指示をよく聞き、勝手な行動をとらない。

避 難 誘 導	教職員 ○児童・生徒の状況を速やかに把握するとともに、名簿、引き渡しカード、ホイッスル等を携帯し、児童を安全な場所に誘導する。その際、便所、保健室、特別教室等の普通教室以外の場所にいる児童の所在に十分留意する。 ○火災場所及びその上層階の児童・生徒の避難を優先する。 ○隣接クラスが連携して避難し、集団の前後には教職員を配置する。 ○落下物に注意し、防災頭巾等で頭部を保護するよう指示する。 ○児童の不安の緩和に努める。 ○避難の際に援助を要する者への対応には十分配慮する。 ➡ 的確な指示「おさない」「かけない」「しゃべらない」「もどらない」 ○校内にいる人員を把握する。 ○負傷者の有無を確認する。 ○二次災害の危険が予想される場合は、直ちに中台中学校や日大豊山女子中高校等、近隣小中学校やサンシティ内公園等の安全な広域避難場所へ移動する。
	児童 ○防災頭巾等で頭を守り、荷物を持たずに上履きのまま行動する。 ○避難の途中で教室等に戻ったり、みだりに集団・隊列から離れたりしない。 ○ガラスの破片でけがをしないように注意する。 ○教職員の指示をよく聞き、勝手な行動をとらない。

災 害 対 策 本 部 設 置	教職員 ○役割分担に従って行動を開始する。 ○住民対応・避難場所支援班を設置し、避難住民への対応を開始する。
--------------------------------------	---------------------------------------------------------------------

火 元 確 認 ・ 設 備 点 検	教職員 ○出火を確認したら直ちに初期消火に当たり、延焼を最小限に止める。 ○理科室の薬品類は発火等の危険が大きいため、特に注意する。 ○校舎や校庭等で危険と思われる場所に、立ち入り禁止の張り紙やロープを張るなど、二次災害を防ぐ。
-------------------------------------------	------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

救出活動
・
応急救護

教職員、児童

- 養護教諭を中心に救出・救急医療班を編成し、応急救護にあたりとともに、地域医療救護拠点や医療機関と連携を図り、重傷者の搬送等を行う。
- 避難誘導・安否確認班、消火・安全点検班と連携して、行方不明者の搜索、救出活動を行う。
- 消防機関、消防団、地域防災拠点運営委員会の救出救護班など地域住民の協力も得て、建物の倒壊等により生き埋めになった児童・生徒、教職員等の救出救助活動を行う。

情報収集
・伝達

教職員

- 区災害対策本部、地域防災拠点運営委員会と密接に連携をとり、地域や通学路の状況（出火、倒壊、亀裂、出水など）の確認に努める。

状況に応じた児童の下校・引き渡し

教職員

- 保護者と連絡を取り、状況に応じて児童・生徒の引渡しを開始する。
- 保護者と連絡が取れない場合は、学校で保護する。
- 下校する場合は、集団で行動するよう指示する。必要に応じて、教職員が引率する。

児童

- 帰宅後は、学校の指示、地域の取り決め等に従って行動する。

〈学校内にいるとき〉

避難誘導

教職員

- 避難誘導・安否確認班は、児童の状況を速やかに掌握するとともに、名簿、引き渡しカード、ホイッスル等を携帯し、児童を安全な場所に誘導する。その際、便所、保健室、特別教室等の普通教室以外の場所にいる児童の所在に十分留意する。
- 落下物に注意し、かばん、防災頭巾等で頭部を保護するよう指示する。
- 児童の不安の緩和に努める。
- 避難の際に援助を要する者への対応には十分配慮する。
- 校内にいる人員を把握する。
- 負傷者の有無を確認する。
- 二次災害の危険が予想される場合は、直ちに安全な広域避難場所へ移動する。

児童

- 防災頭巾等で頭を守り、荷物を持たずに上履きのまま行動する。
- 避難の途中で教室等に戻ったり、みだりに集団・隊列から離れたりしない。
- ガラスの破片でけがをしないように注意する。
- 教職員の指示をよく聞き、勝手な行動をとらない。

災害対策本部設置

教職員

- 役割分担に従って行動を開始する。
- 在校する教職員の人数を把握し、限られた人数の場合には、優先順位を決めて重点的に対応する。校長、副校長が在校しないときには、主幹教諭・主任教諭がリーダーシップを発揮し、教職員が協力して対応する。
- 住民対応・避難場所支援班を設置し、避難住民への対応を開始する。

火元確認・設備点検

教職員

- 出火を確認したら直ちに、消火・安全点検班が中心になって、初期消火に当たり、延焼を最小限に止める。
- 理科室の薬品類は発火等の危険が大きいため、特に注意する。
- 施設・設備の安全点検を行い、危険と思われる場所に、立ち入り禁止の張り紙やロープを張るなど、二次災害を防ぐ。

救出活動・応急処置

教職員、児童

- 救出・救急医療班を養護教諭中心に編成し、応急救護にあたるとともに、地域医療救護拠点や医療機関と連携を図り、重傷者の搬送等を行う。
- 消防機関、消防団、地域防災拠点運営委員会の救出救護班など地域住民の協力も得て、建物の倒壊等により生き埋めになった児童・教職員等の救出救助活動を行う。

(2) 放課後・登下校時

安全確保

- 校内にいる児童に、落下物・転倒物・ガラスの飛散から身を守るよう指示する。

➡〈大きな揺れが収まったら〉

- 電源を切り、ガスの元栓を閉める。

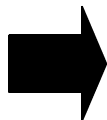
児童

〈学校内にいるとき〉

- 窓ガラスなど落下物等から身を守る。
- 慌てて校舎外に飛び出さない。窓や壁際から離れる。
- 廊下や階段で地震を感じたら、できるだけ中央に伏せ、ガラス等から身を守る。
- 体育館では、できるだけ中央に避難する。(ただし、天井等の状況による。)
- 校庭にいるときは、落下物を避けるため、速やかに校舎等から離れ、校庭中央に避難する。

〈通学路上〉

- 看板、家屋の外壁、高いビルの窓ガラスなど落下物等から身を守る。
- 最寄りの避難場所、あらかじめ定めてある避難場所、近くの公園、空き地など安全な場所へ、直ちに避難する。
- 登下校途中で地震が発生した場合は、学校か自宅か近い方に避難する。
- バス、電車等に乗っているときは、運転手・駅員等の指示に従う。
- 地震発生時に危険な場所には近づかない。
- 家庭や学校と連絡を取って状況を報告するとともに、その指示に従う。
- 流言等の不確かな情報に惑わされず、落ち着いて行動する。



- 古い建物や建設中の建物、ブロック塀、石塀、自動販売機、地割れした道路、狭い道路、倒れた電柱、垂れ下がった電線、火災現場には近づかない。
- 崖下、川岸、橋の上、ガス漏れ箇所等からは、速やかに遠ざかる。

(3) 校外学習・遠足・移動教室等の時

安全確保・避難誘導

教職員

- 看板、家屋の外壁からの落下物・転倒物・高層ビルの窓ガラスの飛散から身を守るよう指示する。
- 古い建物や建設中の建物、ブロック塀、石塀、自動販売機、地割れした道路、倒れた電柱、垂れ下がった電線には近づかない。
- 海岸や海辺周辺、川岸、橋の上にいる場合には、津波のおそれがあるため、高台など安全な場所へ迅速に避難する。津波の高さは10メートル以上のビルの高さとなって襲ってくることもあるので、十分注意する。
- 山間部にいる場合は、山崩れやがけ崩れ、落石が起こる可能性があるため、迅速に安全な場所に避難する。
- 最寄りの避難場所など安全な場所に避難誘導し、児童の状況を確認する。
- 電車・バス等に乗車中の場合や施設内では、係員の指示に従って行動する。
- 負傷者の有無を確認する。
- 児童の不安の緩和に努める。
- 避難の際に援助を要する者への対応には十分配慮する。

児童

- 落下物から身を守るなど、安全確保を図る。
- 教職員の指示をよく聞き、勝手な行動をとらない。
- 流言等の不確かな情報に惑わされず、落ち着いて行動する。

救出活動・応急救護

教職員、児童・生徒

- 負傷者が発生した場合には、応急救護にあたるとともに、必要に応じて地元の消防署に通報し、医療機関への搬送を行う。
- 建物の倒壊等により児童・教職員等が生き埋めになった場合には、地元の消防署、消防団等に救出依頼する。

災害対策本部設置 情報収集・伝達

教職員

- 現地の教職員は、携帯電話等で学校に連絡し状況を報告する。
- 状況によっては、現地の行政機関・消防機関等に状況を伝える。
- 学校は、携帯電話等により現地における被害状況の把握に努める。
- 状況によっては、現地に救助・応援のため職員を派遣する。
- 保護者にできる限り詳しい現地の情報を伝える。

(4) 地震発生時の教職員の安全指導

授業中【普通教室にいる時】

発生時の第一行動

- 騒がないこと。
- 慌てて教室外に飛び出さないこと。
- 先生の指示を静かに最後まで聞くこと。
- 窓や窓際から離れること。
- 机等の下にもぐること。
- 防災頭巾等で頭部を守ること。
- 火気は、すぐ消火できる場合は素早く処理し、できない場合は揺れが小さくなってから消火すること。

避難行動

- 放送等の指示により避難を開始すること。
- 静かに迅速に整列すること。
- 4つの約束を守り、素早く行動すること。

- ・おさない
- ・かけない
- ・しゃべらない
- ・もどらない

「お・か・し・も」の約束

※ 災害によっては、早足で避難しなければならない場合があるので、適切な判断と指示が重要となる。

- 決められた場所に整列して集合すること。
- 落ち着いて待機すること。

教職員の指示と行動

○どのような行動をするのか大声で明確に指示する。また、心の安定を図るため今より大きな地震は起こらないことを知らせる。

○机が揺れによって移動することがあっても机の下にもぐらせ、防災頭巾や座布団などで頭を守らせる。

【指示例】

- ・「大丈夫、あわてるな」
- ・「外に出るな」
- ・「防災頭巾をかぶれ」
- ・「頭を下げて、じっとしている」
- ・「大丈夫だ。心配するな。落ち着け」
- ・「静かにして、落ち着け」
- ・「机の下にもぐれ」
- ・「机の脚を両手でしっかりつかめ」
- ・「揺れがおさまるまで頭を出すな」

○窓際やテレビ、ロッカーなどから離れさせる。頭部を反対方向に向かせる。

○揺れが収まったら、教室の窓やカーテン、出入り口を開け出口を確保する。

○火気使用中の場合は、児童を火元から離れさせ、消火する。

○児童等が反射的に外に飛び出すことのないようにしっかり掌握する。

授業中【特別教室にいる時】

教職員の指示と行動

○特別教室においても普通教室と基本的には同じであるが、臨機応変な行動がとれるよう、とっさの判断と指示が必要になる。

○机の形、大きさ、数が普通教室と違うが、敏速に身の安全確保ができるよう指示する。

○実験や実習で火気を使用している場合、直ちに消火し、火災の発生や火傷を防止するとともに安全に処理させる。

○実験や実習で機械、道具や器具を使用中の場合は、直ちに中止させ安全に処理させる。

○児童・生徒が自分勝手な行動をとらないよう行動の把握に努める。

授業中【体育館・校庭・裏中庭・プール等にいる時】

発生時の第一行動

○騒いだり、奇声を上げたりしないこと。

○屋内にいるときは、窓や壁際から、屋外にいる時は建物や施設から素早く離れ中央部に集合し、身を低くすること。

○教職員の指示を静かに最後まで聞くこと。

○揺れがおさまるまで、自分勝手な行動をしないこと。

避難行動

○騒いだり、走り回ったり、押し合ったりしないで、素早く行動すること。

○教職員が近くにいない場合は、校内放送の指示や教職員が来るまで、落ち着いてその場所で待機すること。

教職員の指示と行動

- 大声で、指示の徹底を図る。
- 窓や壁際、建物等から速やかに離れ、中央部に集合させ、揺れが収まるまで身を低くさせる。
- プールで水泳中の時は、直ちに水中から上げ、素早く避難させる。
- 人員の掌握に努め、負傷者の有無や応急手当の必要性を確認する。

校外学習、野外活動、遠足、移動教室等の時

教職員の指示と行動

- 建物外側の壁の落下、ブロック塀や石垣の倒壊、道路の地割れを注意し、広い場所に移動し、児童に対しては、「安全で心配ない」ことを告げ、心の動揺を抑える。
- 海岸にいる場合は津波のおそれがあるため、高台など安全な場所に迅速に避難する。
- 山間部にいる場合は山崩れやがけ崩れが起こる可能性があるため、迅速に安全な場所に避難する。
- 許可を得て、最寄りの学校や公共施設に避難する。
- 人員の正確な把握に努め、安全な場所に避難した場合には、状況等を素早く学校に連絡する。また、コースを変更する場合や通行止めによる渋滞等の場合など継続して学校に状況を連絡する。
- あらかじめ作成した非常の場合の行動計画に基づいた担当分担により、スムーズに落ち着いた対応ができるようにする。
- 携帯電話や携帯ラジオ等で正確な情報の収集に努め、その後の行動について、手際よく判断し指示する。

休憩時間中や放課後の時

教職員の指示と行動

- 発災時の第一行動は、廊下や階段にいるときは、その場で身をかがめ、落下物や倒壊物に注意しながら、放送や教職員による伝令等の指示を待つ。
- 教職員の指示は、校舎内外全体にゆきわたり、かつ、的確な指示が出せるように停電等を配慮した指示の方法と、避難経路や避難場所、人員把握の方法を確認しておく。
- 災害の状況を踏まえつつ、避難のための集団を編成し、校庭等の避難場所へ避難する。
- 休憩時間等の児童の状況は、個人もしくは小グループで校舎内外に散っている状況が多いことを想定し、個人的な行動様式や主体的な判断による行動もできるようにする。

登校・下校時の行動

- 登校途中で地震が発生した場合は、近くの公園、空き地など安全な場所に避難する。揺れがおさまったら、通学路の安全を確認し、学校または自宅の近い方に避難する。特に問題がなければ、通学路をそのまま登校し教職員の指示に従う。
- 下校途中で地震が発生した場合は、近くの公園、空き地など安全な場所に避難する。揺れが収まったら、通学路の安全を確認し、学校または自宅の近い方に避難する。特に問題がなければ、通学路をそのまま安全に注意しながら下校する。
- 交通機関を利用している児童は、交通関係者の指示に従い、決して自分勝手な行動をしない。
※登下校共に、事前に保護者の不在が明らかな場合は、学校へ避難をする。

地震発生時の安全な行動

- 建物外壁や窓ガラスの落下、建物の倒壊、看板等の落下物がある場合は、カバンなどを頭にのせ、素早くその場所から離れる。
- ブロック塀や石垣など倒壊の危険のある場所からは、素早く離れる。
- 海岸にいる場合は津波のおそれがあるため、高台など安全な場所に迅速に避難する。
- 山間部にいる場合は山崩れやがけ崩れが起こる可能性があるため、迅速に安全な場所に避難する。
- 崖下、川岸、河川敷などは、地割れ、地滑り、液状化現象が起きやすいので、すぐに離れる。
- バス、電車等に乗車している場合は、運転手、車掌、駅員などの指示に従う。
- 建物が立て込んでいる狭い道路を通っている時は、できるだけ早く広い場所に避難する。
- 古い建物など危険と思われる場所には近づかない。
- 倒れた電柱、垂れ下がった電線に近づかない。

○橋の上は危険なので、すぐ離れる。

児童の保護者への引き渡し

○震災時における学校の対応など防災に関する計画を保護者に周知するとともに、児童の引き渡しを円滑に行うため、緊急時の連絡カードを兼ねた引き渡し一覧表をあらかじめ作成し、その活用方策について具体的に協議しておく。

○非常時において児童の引き渡しに関して保護者への情報伝達が確実にできるような連絡手段を整えておく。

(5) 「東海地震注意情報」発令時の対応

① 配備及び動員体制

(ア) 区への対応

○注意情報が発令された場合には、区に警戒本部が設置され、原則として「警戒配備」が発令される。

○動員対象となる職員は、経営責任職、運営責任職、防災担当職員、遠距離通勤者及び各局区長が定めたその他の職員とし、各所属に参集することと定められている。

(イ) 区立学校における職員の配置と動員

○区立学校については、校長、副校長が、それぞれ所属校に参集する。

○防災活動上必要と認めるときは、校長の判断により、配備体制を強化する。

② 「注意情報」発令時における学校がとるべき措置

(ア) 「東海地震注意情報」等の伝達

○来校者、児童、教職員に対して、「東海地震注意情報」等の内容を非常放送、校内放送等により伝達する。

○冷静な行動、とるべき措置について周知する。

(イ) 児童等に対する措置

○在校時は、原則として授業を打ち切り、教職員の指導のもと、帰宅させる。ただし、児童の障がいに応じて、学校において直接保護者に引き渡す。

○学校、地域、児童の実態に応じ、状況によって学校において保護者に引き渡す。

○留守家庭等の児童については、学校で保護する。

○区外等遠隔地からの通学者については、学校で保護する。

○通学中又は在宅中に「東海地震注意情報」が発せられた場合は、休校とする。

なお、登下校時にあっては、帰宅する等の措置を講じる。

(ウ) 当面の措置等の決定と教育委員会指導室への報告

「東海地震に関連する情報」を受けて、学校が臨時休校措置等の対応を行った段階で、教育委員会指導室（指示がなくても自動的に）に報告する。

【報告事項】

○学校に保護している児童の状況（人数）

(エ) 学校においてとるべきその他の措置(板橋区施設共通)

区 分	主 な 措 置
ア 来校者等への安全確保措置	避難器具(救助袋、梯子、緩降機等)の点検
イ 通信・放送設備の点検	1 防災用行政無線等通信手段の点検・確認 2 放送設備、携帯ハンドマイク等の点検・確認
ウ 機械設備、電気設備の確認	使用する機械設備、電気設備の確認
エ 設備、備品等の転倒及び落下防止等確認	1 窓ガラス等の飛散及び落下防止確認 2 ロッカー、書庫、書棚等の転倒防止確認 3 諸物品等の落下防止確認
オ 出火防止措置	1 ガス器具及び火気使用場所の点検、確認 2 消化用水の確認
カ 危険物の安全等確保	1 流出、発火、爆発のおそれのある危険物等の安全確認 2 貯蔵又は使用中の危険物や高圧ガスの保管場所転倒防止、漏えい防止確認 3 緊急遮断装置など安全装置類の確認
キ 緊急貯水	1 受水槽への緊急貯水 2 飲料水の貯水
ク 消防用設備等の点検・確認	防火戸、火災報知設備、消火栓設備、消火器、スプリンクラー等の点検・確認
ケ 非常電源の点検・確認	自家発電設備、可搬式発電機、電池等の点検・確認
コ その他	1 施設、設備固有の特性、機能について必要な点検 2 緊急車両、救援物資輸送車両等の駐車場の確認 3 応急活動用資器材等の確認 4 応急活動体制の準備

③ 地震が発生した際、もしくは東海地震の情報が発表された場合の基本的な対応についての周知徹底

(ア) 学校の対応(休校措置、登下校時の対応、児童の引渡し、連絡方法等)について、教職員間で共通認識するだけでなく、保護者に対して、機会あるごとに周知し、徹底を図ること。また、必要な事項については、児童・生徒に対して防災教育の一貫として指導すること(例えば、登校時に地震にあった場合どう行動するか等)。

○保護者に対しては、説明会において説明、徹底する。

○学校のホームページに掲載する。

(イ) 教職員の配備、動員体制について、職員が認識していること。

(ウ)地震発生時における教職員の役割分担を明確にし、全員が理解しておくこと。そのためには、学校ごとの「危機管理マニュアル」を各教職員が共有すること。また、業務分担や組織図を拡大して職員室等に常時掲示する方法も有効である。

④ 校内の避難経路、児童の避難集合場所を明確化

(ア)校内の各所からの避難経路、避難場所を決めておくこと。その際、避難経路は、あらかじめ複数考えておくこと(廊下、階段等が使用不能の場合の避難方法も考慮しておく。)

(イ)特に、障がいのある児童への対応を具体的に定めておくこと。

(ウ)避難の妨げとなるような物品を避難経路に置かないなど、日ごろからの管理に配慮すること。

(避難訓練の際に、気付いた点をチェックする。)

⑤ 校内にある他の施設との連携

「放課後開放事業あいキッズ」と、災害時における対応について、決め事を整理し徹底を図る。学校の避難訓練に当該施設のスタッフが参加する等を通じて連携を図る。

⑥ 学校の非常持出用重要書類の把握

非常時に持ち出すべき書類は何かをあらかじめ確認し、震災時には、誰が、どのように持ち出すかを決めておくことが必要である。

(ア)児童名簿や児童調査票等の保管場所を決めておく。

(イ)転出転入のため、出席簿、学籍も必要。

(ウ)児童に関する指導要録その他、学校教育法で義務付けられている公簿類も重要。

(エ)各学校の実状に応じて、非常時に持ち出す帳簿・物品等を検討し、学校独自に「非常持出一覧表」を作成しておくこと。

(オ)児童のプライバシーに関わる書類であり、取り扱いは厳重にすること。

2 火災が発生した場合の対応行動【対応マニュアル】

(1) 報知の方法

○火災の発生を発見した者は、すみやかに校長、副校長または職員室へ急報する。急報を受けた職員は、放送またはその他の方法で、他の職員に伝達し、必要な指示を行う。

○防災管理者は、関連諸機関に通報する。防火管理者不在の場合は、日直または事務主事等が代行する。

○状況に応じ適切な方法で全体に連絡する処置をする。全校放送(放送不能の場合は、ハンドマイク等による。)・火災報知器・ホイッスル・伝令

○『火災発生、〇〇で火災発生』と連呼する。

(2) 避難誘導

○避難隊形は、2列縦隊を原則として、必要に応じて指示をする。

○ハンカチ等を口に当てさせる。

○児童に守らせること ・おさない ・かけない ・しゃべらない ・もどらない

・列から離れない ・先生の言動に注意し、指示に従う

○誘導者は消防車等の出入りや混雑を考慮に入れて、最も安全な経路を選び、児童を誘導する。

○緊急係は、トイレ、特別教室等の探索を行い、居残り児童がいないことを確認する。

○担任は本部からの指示命令により、児童の安全な避難誘導を行う。

○避難中および避難後も児童の心情の安定をはかり待機させる。

○校庭で危険のある場合は、中台中学校に避難誘導する。(三次避難場所)

○休憩時間中

・担任は速やかに教室を確かめ、児童を所定の場所に誘導し、整列させ、人員の確認をする。

・校庭で遊んでいた児童は、教室に入ることなく、看護当番の指示により所定の場所に集合し、担任が来るのを待つ。

(3) 避難時の注意事項

- 誘導者は出席簿または児童簿を携行し、児童の避難状況を確認する。
- 授業中は担任が、指定された場所に避難誘導する。ただし、担任が出張、休暇等で不在の場合は、あらかじめ指示された者がその任にあたる。
- 保健室にて休養をとっている児童についての避難は、養護教諭が避難誘導する。
- 緊急事態の場合は、学校が避難所および対策本部となる。
- 放課後の残留児童については、各担当教諭又は担任が、残留児童を確認して避難誘導にあたる。
- 教育委員会指導室に、あらかじめ定めた方法により、被害状況等に応じて、適時、適切に被害状況等を報告する。

3 風水害が発生した場合の対応行動

児童だけでの下校が困難または危険な場合は、地域班で集団下校する。

